

鹿 児 島 県 公 報

平成29年12月26日（火）第3378号の4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則（※） (人事課取扱い) 1
- 地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令（※） (人事課取扱い) 9

規 則

鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第57号

鹿児島県事務処理規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理規則（平成5年鹿児島県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第6 地域政策課の表5の項第3号中「及び国土交通大臣への協議」を削り、「9①⑩⑭」を「9①」に改め、同項第5号中「審議会」の次に「及び国土交通大臣」を加え、同項第6号中「9⑩⑪⑭」を「9⑩⑫⑭」に改める。

別表第6 保健医療福祉課の表4の項第2号中「66②」の次に「, 70の3②, 70の8⑤, 70の15, 70の18②, 70の19②, 70の20, 70の21③」を、「5の5の6②」の次に「, 5の15の4④」を加え、同項第38号中「30の4①⑮」を「30の4①⑯」に改め、同項第39号中「30の4⑬」を「30の4⑭」に改め、同項第40号中「30の4⑭」を「30の4⑮」に改め、同項中第96号を第116号とし、第87号から第95号までを20号ずつ繰り下げ、第86号を第103号とし、同号の次に次の3号を加える。

(104) 医療連携推進認定の申請に係る医療連携推進区域が2以上の都道府県にわたる場合の当該認定に係る関係都道府県知事からの意見の聴取又は当該認定事務を行う都道府県知事に対する意見の陳述（政令5の15の4①）				○																
(105) 医療連携推進区域が2以上の都道府県にわたる場合の地域医療連携推進法人に対して適切な措置をとることが必要であ				○																

ると認めるときの認定都道府県知事に対する意見の陳述（政令5の15の4②）																			
(100) 医療連携推進区域が2以上の都道府県にわたる場合の医療連携推進認定の取消しに係る関係都道府県知事からの意見の聴取又は認定都道府県知事に対する意見の陳述（政令5の15の4③）				○															

別表第6保健医療福祉課の表4の項中第85号を第102号とし、第77号から第84号までを17号ずつ繰り下げ、第76号の次に次の17号を加える。

(77) 医療連携推進認定の申請に係る医療連携推進区域が2以上の都道府県にわたる場合の当該認定事務を行う都道府県知事の決定に係る協議及び申請をした一般社団法人に対する通知（法70の2⑤）				○															
(78) 医療連携推進認定及びその公示（法70の3、70の6）				○															
(79) 地域医療連携推進法人が病院等又は介護施設等を開設等しようとするときの確認（法70の8③）				○															
(80) 不正行為等に係る地域医療連携推進法人の監事からの報告の処理（法70の12②〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）100〕）					○														
(81) 地域医療連携推進法人からの事業報告書等の届出の処理及び閲覧請求の処理（法70の14〔52〕）									○										
(82) 地域医療連携推進法人の解散の認可（法70の15〔55⑥〕）				○															

(83) 清算人からの地域医療連携推進法人の解散の届出の処理（法70の15〔55⑧〕）						○				
(84) 地域医療連携推進法人の清算人からの届出の処理（法70の15〔56の6〕）						○				
(85) 地域医療連携推進法人の清算人からの清算終了届の処理（法70の15〔56の11〕）						○				
(86) 地域医療連携推進法人の定款の変更の認可（法70の18①〔54の9③〕）			○							
(87) 地域医療連携推進法人からの定款の変更の届出の処理（法70の18①〔54の9⑤〕）						○				
(88) 地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可（法70の19①）			○							
(89) 地域医療連携推進法人からの業務又は会計状況の報告の徴収及び立入検査の実施（法70の20〔63①〕）				○						
(90) 地域医療連携推進法人に対する改善命令又は業務の停止若しくは役員解任の勧告（法70の20〔64①②〕）			○							
(91) 地域医療連携推進法人の医療連携推進認定の取消し及びその公示並びに当該地域医療連携推進法人の名称変更の登記の囑託（法70の21①②④⑥）			○							
(92) 認定取消法人に対する医療連携推進目的取得財産残額及び当該医療連携推進目			○							

的取得財産残額又はその一部に相当する額の金銭の贈与に係る契約成立の通知（法70の22〔公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）30④〕）																				
(93) 医療連携推進認定をしない処分等に係る弁明の機会の付与（法70の23〔67①〕）					○															

別表第6 農村振興課の表4の項事務の種類欄中「農村地域工業等導入促進法（」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号。」に改め、同項第1号及び第2号中「農村地域工業等導入基本計画」を「基本計画」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同項第5号中「市町村農村地域工業等導入実施計画」を「市町村の実施計画」に、「5⑨」を「5⑥」に改め、同号を同項第3号とし、同項第6号中「県農村地域工業等導入実施計画書」を「市町村の実施計画書」に改め、「の主務大臣及び関係市町村への送付並びに市町村農村地域工業等導入実施計画書」を削り、「5⑩」を「5⑦」に改め、同号を同項第4号とする。

別表第6 農業経済課の表中15の項を16の項とし、14の項の次に次の1項を加える。

15 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号。以下この項中「法」という。）に関する事務	異動事由に係る認可（法附則2⑤）					○														
--	------------------	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 河川課の表1の項第7号中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項中第97号を第98号とし、第41号から第96号までを1号ずつ繰り下げ、同項第40号中「22②④」を「22④⑥」に改め、同号を同項第41号とし、同項中第39号を第40号とし、第11号から第38号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 河川の改良工事等又は災害復旧事業に関する工事の施行の国土交通大臣への要請（法16の4①）				○																
---	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 都市計画課の表1の項第42号中「第19号」を「第18号」に、「第31号」を「第30号」に改め、同表2の項第64号中「県農業会議等」を「農業委員会等」に改め、同表5の項第2号

中「5の2」を「5の10」に改め、同表9の項第15号中「24①④⑤」を「24①④」に改め、同項第17号を削り、同項第18号中「管理協定を」を「管理協定（変更を含む。）を」に改め、同号を同項第17号とし、同項中第19号を第18号とし、第20号を第19号とし、第21号を第20号とし、同項第22号中「緑化施設整備計画」を「市民緑地設置管理計画」に、「66」を「67」に改め、同号を同項第21号とし、同項第23号から第25号までを削り、同項第26号中「73」を「74」に改め、同号を同項第22号とする。

別表第6 建築課住宅政策室の表6の項第1号中「31の2②XIVハ、62の3④XIVハ、63③Vイ」を「31の2②XIVハ、62の3④XIVハ、63③Vイ、68の69③Vイ」に改め、同項第2号中「63③VI」の次に「68の69③VI」を加え、同表9の項事務の種類のカラム中「農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法」を「農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法」に改め、同表11の項第13号を次のように改める。

(13) 指定登録機関の名称等の変更の届出の処理及びそれに係る公示（法31②③）					○														
--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 建築課住宅政策室の表11の項第17号中「認可」を「許可」に改め、同表に次の1項を加える。

13 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下この項中「法」という。）の施行に関する事務	(1) 県賃貸住宅供給促進計画（変更を含む。）の作成（法5①）				○															
	(2) 県賃貸住宅供給促進計画（変更を含む。）の記載事項に係る公社又は市長の同意の取得手続（法5⑤⑦⑩）					○														
	(3) 県賃貸住宅供給促進計画（変更を含む。）の作成に係る市町村への協議及び住宅確保要配慮者居住支援協議会又は地域住宅協議会の意見の聴取（法5⑧⑩）						○													
	(4) 県賃貸住宅供給促進計画（変更						○													

を含む。） の公表並び にその写し の国土交通 大臣及び市 町村への送 付（法5⑨ ⑩）																			
(5) 住宅確保 要配慮者円 滑入居賃貸 住宅事業の 登録並びに 登録を受け た者及び登 録住宅の存 する市町村 長への通知 （法8①， 10③⑤）					○														
(6) 登録の申 請が基準に 適合しない 旨の通知 （法10④）					○														
(7) 登録の拒 否及び申請 者への通知 （法11）					○														
(8) 住宅確保 要配慮者円 滑入居賃貸 住宅事業の 変更の登録 及び登録住 宅の存する 市町村長へ の通知（法 12③④）					○														
(9) 住宅確保 要配慮者円 滑入居賃貸 住宅事業の 廃止の届出 の処理（法 14①）					○														
(10) 登録の抹 消及び登録 住宅の存す る市町村長					○														

への通知 (法15)													
(11) 登録住宅 の管理状況 についての 報告の徴収 (法22)					○								
(12) 登録事項 の訂正等の 指示(法23)					○								
(13) 登録の取 消し及び通 知(法24)					○								
(14) 指定登録 機関の指定 及びそれに 係る公示 (法25①, 28①)				○									
(15) 指定登録 機関の名称 等の変更の 届出の処理 及びそれに 係る公示 (法28②③)					○								
(16) 指定登録 機関の登録 事務規程の 認可(変更 の認可を含 む。)及び 変更命令 (法30①③)					○								
(17) 指定登録 機関の登録 事務に係る 監督命令 (法32)				○									
(18) 指定登録 機関の登録 事務に係る 報告の徴収 及び立入検 査等の実施 (法33①)					○								
(19) 指定登録 機関の登録 事務に係る 休廃止の許				○									

可及びそれ に係る公示 (法34)													
(20) 指定登録 機関の指定 の取消し及 び登録事務 の停止命令 並びにそれ に係る公示 (法35)				○									
(21) 支援法人 の指定及び それに係る 公示（法40, 41①）				○									
(22) 支援法人 の名称等 の変更の届出 の処理及び それに係る 公示（法41 ②③）					○								
(23) 支援法人 の債務保証 業務のうち 債務の保証 の決定以外 の業務の委 託の認可 (法43①)					○								
(24) 支援法人 の債務保証 業務規程の 認可（変更 の認可を含 む。）及び 変更命令 (法44①③)					○								
(25) 支援法人 の支援業務 に係る事業 計画等の認 可（変更の 認可を含 む。）（法 45①）					○								
(26) 支援法人 の支援業務 に係る事業					○								

	報告書及び 収支決算書 の受理（法 45②）											
(27)	支援法人 の支援業務 に係る監督 命令（法48）				○							
(28)	支援法人 の支援業務 に係る報告 の徴収及び 立入検査等 の実施（法 49①）					○						
(29)	支援法人 の指定の取 消し及びそ れに係る公 示（法50）				○							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鹿児島県訓令第8号

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令

地域振興局及び支庁事務処理規程（平成19年鹿児島県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

別表第4建設部の表34の項第1号中「63③Vイ」の次に「, 68の69③Vイ」を加え, 同項第2号中「63③VI」の次に「, 68の69③VI」を加える。

附 則

この訓令は、平成29年12月26日から施行する。